

留萌地域づくり連携会議及び道北地域づくり連携会議・合同会議設置規約

(名称)

第1条 留萌振興局所管区域に設置する会議の名称は、留萌地域づくり連携会議（以下「連携会議」という。）とし、道北連携地域に設置する会議の名称は、道北地域づくり連携会議・合同会議（以下「合同会議」という。）する。

(目的)

第2条 連携会議及び合同会議は、北海道総合開発計画及び北海道総合計画の見直しに伴い、地域の多様な主体と意見交換を行い、地域づくりの方向を検討、共有し、連携・協働の取組を推進することを目的とする。

(議題)

第3条 連携会議及び合同会議の議題は、次のとおりとする。なお、合同会議においては、連携会議の検討を踏まえた広域的な観点からの検討や全体調整等を行う。

- (1) 地域の直面する課題に関すること。
- (2) 地域づくりの方向及び地域づくりの推進に関すること。
- (3) 社会資本整備における重点化に関すること。
- (4) その他、地域づくりのために必要な事項に関すること。

(構成員等)

第4条 連携会議の構成員は、別表1のとおりとし、必要に応じ有識者、地域経済界、民間事業者、協同組合、金融機関、NPO等、地域を支える多様な主体を参画させることができるものとする。

2 合同会議の構成員は別表2のとおりとし、連携会議の他の構成員や有識者、民間団体の関係者等を参画させができるものとする。

(幹事会)

第5条 連携会議に幹事会を置く。

2 幹事会の構成は、別表3のとおりとする。

(事務局)

第6条 連携会議及び合同会議にそれぞれ事務局を置く。

2 連携会議の事務局の庶務は、留萌開発建設部及び留萌振興局が共同で処理する。

3 合同会議の事務局は、関係する開発建設部及び総合振興局・振興局（以下「総合振興局等」という）の協議により、担当する開発建設部及び総合振興局等を決定し、共同で庶務を処理する。

(会議の招集)

第7条 会議は、事務局が招集する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するため必要な事項は、連携会議に諮り別に定める。なお、複数の総合振興局等に跨る広域的な連携が必要な場合等は、関係する連携会議の合同会議に諮るものとする。

附 則 この規約は、平成14年2月6日から施行する。

附 則 この規約は、平成15年6月4日から施行する。

附 則 この規約は、平成16年5月13日から施行する。

附 則 この規約は、平成17年6月3日から施行する。

附 則 この規約は、平成18年5月26日から施行する。

附 則 この規約は、平成20年7月16日から施行する。

附 則 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 この規約は、平成28年6月3日から施行する。

別表1

留萌開発建設部長
留萌振興局長
留萌市長
増毛町長
小平町長
苦前町長
羽幌町長
初山別村長
遠別町長
天塩町長

別表2

旭川開発建設部長
留萌開発建設部長
稚内開発建設部長
上川総合振興局長
留萌振興局長
宗谷総合振興局長
【各総合振興局・振興局総合開発期成会会長】
名寄市長
留萌市長
稚内市長

別表3

留萌開発建設部 地域振興対策室長
留萌振興局 地域創生部地域政策課長
留萌市 政策調整課長
増毛町 企画財政課長
小平町 企画振興課長
苦前町 企画振興課長
羽幌町 地域振興課長
初山別村 企画振興室長
遠別町 総務課長
天塩町 総務課長